

第16回

定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

企業集団の現況

主要な事業内容

重要な子会社の主要な事業所

新株予約権等の状況

新株予約権の状況

当社役員が保有する新株予約権の状況

当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

その他新株予約権等に関する重要な事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

本内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものです。

《当社ウェブサイト》

https://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/ir_library/generalMeeting.html



野村不動産ホールディングス

事業報告

企業集団の現況

主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、住宅事業、都市開発事業、資産運用事業、仲介・C R E 事業、運営管理事業及びその他事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	主な事業内容
住宅事業	マンション・戸建住宅の開発・分譲事業、賃貸マンションの開発・販売事業、シニア向け住宅の開発・運営事業、インターネット広告の代理店事業、住まいの駆けつけ事業等
都市開発事業	オフィスビル・物流施設・商業施設等の開発・賃貸・販売・運営受託事業、ホテルの開発・賃貸・運営事業、フィットネスクラブの運営事業、建築工事の設計監理事業
資産運用事業	R E I T、私募ファンド及び不動産証券化商品等を対象とした資産運用事業等
仲介・C R E 事業	不動産の仲介・コンサルティング事業、マンション・戸建住宅等の販売受託事業、保険代理店事業等
運営管理事業	マンション・オフィスビル等の運営・管理・工事請負事業、リフォーム事業、地域冷暖房事業、オフィスビル等の清掃業務の受託事業、電気エネルギーの売買・仲介・供給事業等
その他事業	土地及び建物の売買・賃貸事業

重要な子会社の主要な事業所（2020年3月31日現在）

会 社 名	名 称	所 在 地
野村不動産株式会社	本 社	東京都新宿区
野村不動産投資顧問株式会社	本 社	東京都新宿区
野村不動産アーバンネット株式会社	本 社	東京都新宿区
野村不動産パートナーズ株式会社	本 社	東京都新宿区
N R E G東芝不動産株式会社	本 社	東京都港区
野村不動産ライフ＆スポーツ株式会社	本 社	東京都中野区
野村不動産熱供給株式会社	本 社	神奈川県横浜市保土ヶ谷区
株式会社ジオ・アカマツ	本 社	東京都新宿区
野村不動産ウェルネス株式会社	本 社	東京都新宿区
野村不動産ホテルズ株式会社	本 社	東京都新宿区
株式会社UHM	本 社	東京都千代田区
野村不動産アメニティサービス株式会社	本 社	東京都新宿区
N R E G東芝不動産ファシリティーズ株式会社	本 社	東京都港区
株式会社プライムクロス	本 社	東京都新宿区
株式会社ファースト リビング アシスタンス	本 社	東京都新宿区
Lothbury Investment Management Limited	本 社	英国 ロンドン
ZEN PLAZA CO.,LTD	本 社	ベトナム ホーチミン

新株予約権等の状況

新株予約権の状況（2020年3月31日現在）

新株予約権の名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額 (1株当たり)
2013年度 第2回新株予約権	2013年6月27日	155個	15,500株	2015年7月23日から 2020年7月22日まで	1円
2013年度 第3回新株予約権	2013年6月27日	1,664個	166,400株	2015年7月23日から 2020年7月22日まで	2,429円
2014年度 第1回新株予約権	2014年6月27日	99個	9,900株	2016年7月23日から 2021年7月22日まで	1円
2014年度 第2回新株予約権	2014年6月27日	446個	44,600株	2016年7月23日から 2021年7月22日まで	1円
2014年度 第3回新株予約権	2014年6月27日	1,511個	151,100株	2016年7月23日から 2021年7月22日まで	2,016円
2015年度 第1回新株予約権	2015年6月26日	161個	16,100株	2018年7月23日から 2023年7月22日まで	1円
2015年度 第2回新株予約権	2015年6月26日	592個	59,200株	2018年7月23日から 2023年7月22日まで	1円
2015年度 第3回新株予約権	2015年6月26日	3,283個	328,300株	2018年7月23日から 2023年7月22日まで	2,741円
2015年度 第5回新株予約権	2015年9月17日	220個	22,000株	2018年10月14日から 2023年10月13日まで	2,355円
2016年度 第1回新株予約権	2016年6月29日	567個	56,700株	2019年7月22日から 2024年7月21日まで	1円
2016年度 第2回新株予約権	2016年6月29日	1,449個	144,900株	2019年7月22日から 2024年7月21日まで	1円

新株予約権の名称	発行決議日	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の 行使価額 (1株当たり)
2016年度 第3回新株予約権	2016年6月29日	2,828個	282,800株	2019年7月22日から 2024年7月21日まで	1,927円
2017年度 第1回新株予約権	2017年6月29日	398個	39,800株	2020年7月21日から 2025年7月20日まで	1円
2017年度 第2回新株予約権	2017年6月29日	2,283個	228,300株	2020年7月21日から 2025年7月20日まで	1円
2017年度 第3回新株予約権	2017年6月29日	4,418個	441,800株	2020年7月21日から 2025年7月20日まで	2,400円
2018年度 第1回新株予約権	2018年6月26日	107個	10,700株	2021年7月19日から 2026年7月18日まで	1円
2018年度 第2回新株予約権	2018年6月26日	494個	49,400株	2021年7月19日から 2026年7月18日まで	1円

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株であります。
2. 新株予約権の割当を受けた者は、原則として、新株予約権の行使時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位にあることを要します。
3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる普通株式の数は2020年3月31日現在の数であります。
4. 当社は2018年3月期に係るストックオプションによる新株予約権発行をもって、現行のストックオプションを廃止し、新たなストックオプションによる新株予約権を発行しておりません。

当社役員が保有する新株予約権の状況（2020年3月31日現在）

新株予約権の名称	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）		取締役（監査等委員）	
	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数
2013年度 第3回新株予約権	76個	3名	33個	1名
2014年度 第3回新株予約権	133個	4名	－	－
2015年度 第1回新株予約権	38個	1名	－	－
2015年度 第2回新株予約権	42個	1名	－	－
2015年度 第3回新株予約権	160個	4名	－	－
2016年度 第1回新株予約権	302個	3名	－	－
2016年度 第2回新株予約権	65個	1名	－	－
2016年度 第3回新株予約権	160個	4名	－	－
2017年度 第1回新株予約権	337個	5名	－	－
2017年度 第3回新株予約権	216個	5名	－	－
2018年度 第1回新株予約権	89個	4名	－	－

（注）取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、取締役（監査等委員）就任前に交付されたものであります。

当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

＜業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要＞

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、当社は取締役会において次のとおり決議しております。

① 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 イ. お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を取締役会において定め、取締役及び執行役員は率先垂範して同規程を遵守する。 ロ. 取締役会への付議及び報告の基準となる「取締役会規程」及び「組織および決議等に関する規程」を定め、取締役及び執行役員はこれらに則り職務を執行する。 ハ. 取締役及び執行役員の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。
② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 情報の管理体制と情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「情報セキュリティ規程」を定め、株主総会議事録、取締役会議事録その他取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の職務執行に係る情報が記載された文書を、常時、取締役、執行役員から閲覧の要請があった場合にすみやかに閲覧できるよう適切な場所に保管するとともに、定められた期間保存する。
③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 イ. 取締役会は「リスク管理規程」に則りリスク管理全般を統括し、相互牽制機能の実効性が確保される体制を整備するとともに、適切な人員配置、人材育成のための教育、リスク管理の役職員への周知徹底及び事故防止のための適切な方策の策定を行う。 ロ. 経営に係るリスクに関する審議を行うため、取締役会において指名された当社及びグループ各社の取締役、執行役員等で構成される「リスクマネジメント委員会」を設置し、「リスク管理規程」及び「会議体に関する規程」に則り、リスクの定期的なモニタリング、評価及び分析を行うとともに、企業経営、事業展開に伴い遭遇するリスクに関し、発生前の予防、発生時対応、発生後の再発防止等について対応策の基本方針を審議する。また、リスクマネジメント委員会委員長により指名されたグループ各社の取締役、執行役員等で構成される「グループリスク連絡会議」を設置し、グループ内でのリスク情報や対応方針を共有する。 「リスクマネジメント委員会」及び「グループリスク連絡会議」はそれぞれ原則として隔月、必要あるときは臨時に開催し、３ヶ月に１回以上、審議内容を取締役に報告する。 ハ. 緊急を要する重要なリスクが発生した場合には「リスク管理規程」に則り、リスクマネジメント委員会委員長並びに「リスク管理規程」に定めるグループのリスク管理、広報、関係会社管理、総務及び財務に関する業務を所管する部室店の担当執行役員及び部室店長が協議のうえ対応策の基本方針を決定し、当社及びグループ会社はこの方針に則った対応を行う。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 イ. 業務執行に関する意思決定を機動的に行っていくため、グループ会社全般の業務執行に関する事項のうち、取締役会の決議により定められた一定の事項について、経営会議又は稟議手続きを経て決定する。 ロ. 経営の監督・意思決定機能と業務執行機能を分離し、執行機能の拡充を図ることで、グループ経営を強化することを目的に執行役員制度を導入する。 ハ. 取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し担当業務を定め、会社の業務を委任する。各執行役員は社内規程等に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針、業務執行に関する経営会議での決定事項及び社長執行役員の指示の下に業務を執行する。 ニ. 取締役会において、年度予算及び中期経営計画の策定を行うとともに、月次での進捗状況管理を行い、その結果を職務執行にフィードバックする。
⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は持株会社であることから、当社単独ではなく企業グループ全体を対象とした以下のコンプライアンス体制を構築する。 イ. お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を定め、その遵守を徹底する。 ロ. 当社に「リスクマネジメント委員会」及びグループ法務コンプライアンス部を設け、コンプライアンス意識の向上を図るため、役職員に対し、継続的な教育、啓蒙活動を推進する。 ハ. グループ各社共用の内部通報制度「野村不動産グループ・ヘルプライン」を設置する。通報及び相談の窓口を内部（リスクマネジメント委員会委員長及びグループ法務コンプライアンス部）と外部（弁護士及び外部委託会社）にそれぞれ設ける。また、当該通報者に対しては、通報内容の機密を保証し、あわせて通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを行わない。
⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社及びその子会社からなる企業集団は、持株会社である当社を軸に野村不動産グループを形成している。野村不動産グループでは、業務の適正を確保するために、下記の体制を整備する。 イ. お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を定め、その遵守を徹底する。 ロ. 当社に「経営会議」を設置し、グループ経営に関する重要事項及びグループ会社全般の業務執行に関する事項を審議するとともに、グループ会社全般の業務執行に関する一定の事項を決定する。また、これらを通じて、グループ経営の意思統一を図る。 ハ. 当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体における内部統制に関する事項及びグループ経営にかかわるリスクに関する事項の審議を行い、情報の共有を図る。 ニ. 当社において「関係会社管理規程」を定め、グループ各社において重要事項を決定する際には、事前に当社との協議又は当社への報告を求める。 ホ. 当社にグループ監査部を設け、「グループ内部監査規程」に則り、各グループ会社が行う内部監査のレビューを実施することで、グループ全体の監査品質の維持向上を図る。 ヘ. 当社に「CSR委員会」及びコーポレートコミュニケーション部を設け、グループ全体でのCSR意識の向上を図るため、継続的な教育、啓蒙活動を推進する。 ト. グループ各社共用の内部通報制度「野村不動産グループ・ヘルプライン」を設置する。通報及び相談の窓口を内部（リスクマネジメント委員会委員長及びグループ法務コンプライアンス部）と外部（弁護士及び外部委託会社）にそれぞれ設ける。また、当該通報者に対しては、通報内容の機密を保証し、あわせて通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを行わない。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制	当社は、金融商品取引法等に基づき、野村不動産グループの財務報告の信頼性を確保するために、グループの「財務報告に係る内部統制規程」を定め、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、その有効性を評価する。
⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	監査等委員会の職務を補助するため監査業務室を設置し、配置する専任者は監査等委員の指揮命令に基づき業務を行う。当該専任者に係る人事に関しては、取締役は監査等委員会が選定する監査等委員の同意を得なければならない。
⑨ 取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	イ、当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人並びにグループ会社の監査役は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、法令又は定款に違反するおそれのある事項が発生した場合には、その内容につき監査等委員会にすみやかに報告を行うものとする。 ロ、グループ監査部は監査等委員会に対して、内部監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況等を報告する。 ハ、当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会が選定する監査等委員からの求めがあった場合、各社における業務の執行状況につき報告を行うものとする。 ニ、「野村不動産グループ・ヘルプライン」への通報については、リスクマネジメント委員会委員長が監査等委員会が選定する監査等委員に通報内容を報告する。 ホ、前各号の報告者に対しては、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。
⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項	当社は、監査等委員が職務の執行上必要と認める費用を負担するものとする。また、監査等委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。
⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	イ、監査等委員会は、取締役社長と定期的に意見を交換する場を持つこととする。 ロ、監査等委員は、経営会議その他の当社の重要な会議体へ出席し、業務執行状況に関する情報を収集し、意見を述べることができる。 ハ、監査等委員会が選定する監査等委員は、当社及びグループ会社に対して業務の執行状況の説明又は報告を求めるほか、必要に応じて業務及び財産の状況を調査することができる。 ニ、監査等委員会は、会計監査人及びグループ監査部と、会社の監査に関して定期的に意見及び情報の交換を行うなど緊密な連携を図る。 ホ、グループ監査部は、内部監査に係る計画の策定について監査等委員会の同意を得なければならない。また、監査等委員会は、必要に応じて、内部監査計画の変更、追加監査及び必要な調査等について、グループ監査部に勧告又は指示することができる。 ヘ、グループ監査部の責任者の人事については、取締役は監査等委員会と事前に協議を行う。

(注) 2020年3月19日開催の取締役会の決議により、2020年4月1日付で③損失の危険の管理に関する規程その他の体制及び⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制の内容の一部を改定しております。改定内容は以下のとおりとなっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 □. 経営に係るリスクに関する審議を行うため、経営会議をリスクの統合管理主体として定め、経営会議の下部組織として取締役会において指名された当社及びグループ各社の取締役、執行役員等で構成される「リスクマネジメント委員会」を設置し、「リスク管理規程」及び「会議体に関する規程」に則り、リスクの定期的なモニタリング、評価及び分析を行うとともに、企業経営、事業展開に伴い遭遇するリスクに関し、発生前の予防、発生時対応、発生後の再発防止等について対応策の基本方針を審議する。また、リスクマネジメント委員会委員長により指名されたグループ各社の取締役、執行役員等で構成される「グループリスク連絡会議」を設置し、グループ内でのリスク情報や対応方針を共有する。 「リスクマネジメント委員会」及び「グループリスク連絡会議」はそれぞれ原則として隔月、必要あるときは臨時に開催し、3ヶ月に1回以上、審議内容を取締役に報告する。
⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制 □. 当社に「経営会議」を設置し、グループ経営に関する重要事項、グループ会社全般の業務執行に関する事項及びグループ経営にかかわるリスクを審議するとともに、グループ会社全般の業務執行に関する一定の事項を決定する。また、これらを通じて、グループ経営の意思統一を図る。 ハ. 当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体における災害リスクに関する事項及び内部リスクに関する事項の審議を行い、情報の共有を図る。 ニ. 当社において「グループの組織運営に関する規程」を定め、グループ各社において重要事項を決定する際には、事前に当社との協議又は当社への報告を求める。 ヘ. 当社に「サステナビリティ委員会」及びサステナビリティ推進部を設け、グループ全体でのC S R・E S Gへの意識向上を図るため、継続的な教育、啓蒙活動を推進する。

≪業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要≫

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① コンプライアンスについて	当社グループでは、法令や企業倫理の遵守などのコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付けており、その指針として「野村不動産グループ倫理規程」を策定しております。 さらに、当社に「リスクマネジメント委員会」及びグループ法務コンプライアンス部を設け、役職員に対する継続的な教育、啓蒙活動をグループ一体で推進するとともに、グループ各社への助言、指導及び支援を行っております。 当事業年度におきましては、役職員を対象とした集合型のコンプライアンス研修を33回実施したほか、全役職員を対象にしたe-ラーニングやコンプライアンスに関するトピックス等を定期的に配信するなどの教育、啓蒙活動を実施いたしました。
② リスク管理について	当社グループは、事業運営上のあらゆるリスクに的確に対応し、経営の健全性を確保することがコーポレートガバナンスの基盤であると考え、リスク管理の基本事項として「リスク管理規程」を定めております。 また、グループ内におけるリスク管理活動を推進するため、当社及びグループ会社の取締役、執行役員等で構成される「リスクマネジメント委員会」を設置しております。同委員会は、原則隔月で開催し、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、情報セキュリティに関する事項について審議するとともに、リスク発生時の対応策について協議し、その審議内容を定期的に取締役会に報告しております。また、同委員会はグループ各社に対して必要な指導・助言・支援などを行っております。 当事業年度におきましては、「リスクマネジメント委員会」及び「グループリスク連絡会議」を合計12回開催し、審議された内容を取締役会へ報告しております。
③ 内部監査について	当社にグループ監査部を設け、グループ全体の内部監査機能の統括、モニタリング及び評価とともに、当社各部の監査を行っております。また、監査の結果は、取締役会に報告するとともに、監査等委員会にも報告する体制とし、会計監査人との連携も図っております。 当事業年度におきましては、監査の結果を取締役会へ4回、監査等委員会へ11回報告し、内部監査を通じて抽出された問題点、改善策の共有を行っております。また、内部監査業務の品質向上のため、当社及びグループ各社の監査部室に対して、社外の第三者による関係文書の閲覧や関係者インタビューを実施し、当該第三者より監査業務の品質をより向上させるための提言を受けております。
④ C S Rについて	当社グループは、事業を通じた社会課題の解決及び新しい社会価値の創造そのものがC S Rであると位置付けております。 当社の取締役及び執行役員で構成される「C S R委員会」（委員長：当社代表取締役副社長）を、また下部組織として各部門及びグループ会社の取締役等で構成される「C S R推進会議」を設置し、C S Rに関する方針や活動計画の審議などを行っております。 当事業年度におきましては、「C S R委員会」及び「C S R推進会議」を合計5回開催しております。

⑤ 取締役の職務の執行について

取締役会は、原則月1回開催し、経営の基本方針など重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行と執行役員の業務執行を監督しております。

また、社外取締役を招聘することにより、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図っております。

当社は、従来取締役が担ってきた経営の監督・意思決定機能と業務執行機能を分離し、執行機能の拡充を図ることで、グループ経営を強化することを目的に執行役員制度を導入しております。取締役会で選任された各執行役員は、社内規程などにに基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針及び社長執行役員の指示の下に業務を執行しております。

また、当社の経営会議は、社長執行役員及び取締役会が指名する執行役員で構成されており、原則月3回又は4回開催し、グループ会社全般の業務執行に関する一定の事項を決定しております。

当事業年度におきましては、取締役会を16回開催し、経営に関する重要な事項を審議・決定するとともに、取締役及び執行役員より定期的な報告を受けることで、職務及び業務の執行状況を監督しております。また、経営会議を41回開催し、当社及びグループ会社全般の業務執行に関する一定の事項を審議・決定しております。

⑥ 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役、執行役員、業務執行部門に対して報告を求めることができる体制としております。また、随時、会計監査人とも連携を図りながら、取締役の職務執行と執行役員の業務執行の状況を監査、監督しております。

監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。

当社は、監査等委員会の職務を補助するため監査業務室を設置しており、専任者を配置し、監査実務の実効性を高める施策を講じております。

当事業年度におきましては、監査等委員会を13回開催しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	117,293	110,537	307,570	△18,787	516,613
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	528	528			1,056
剰 余 金 の 配 当			△14,375		△14,375
親会社株主に帰属 する当期純利益			48,886		48,886
自己株式の取得				△8,573	△8,573
自己株式の処分				21	21
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	528	528	34,510	△8,551	27,016
当 期 末 残 高	117,822	111,065	342,081	△27,339	543,630

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	6,718	△259	7,860	△677	△3,507	10,134	2,346	12,467	541,562
連結会計年度中の変動額									
新 株 の 発 行									1,056
剰 余 金 の 配 当									△14,375
親会社株主に帰属 する当期純利益									48,886
自己株式の取得									△8,573
自己株式の処分									21
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△3,803	1,303	△0	△644	△442	△3,587	△495	624	△3,458
連結会計年度中の変動額合計	△3,803	1,303	△0	△644	△442	△3,587	△495	624	23,557
当 期 末 残 高	2,915	1,044	7,860	△1,322	△3,950	6,547	1,850	13,091	565,120

（注）金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 40社
- ・主要な連結子会社の名称 主要な連結子会社名は、「事業報告」の「[1] 企業集団の現況 3. 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

NOMURA REAL ESTATE VIETNAM CO., LTD、NOMURA REAL ESTATE (THAILAND) CO.,LTD.、LOTHBURY GLOBAL FEEDER GP LIMITEDについては、当連結会計年度において新たに設立したため、ZEN PLAZA CO., LTDについては、当連結会計年度において新たに持分を取得したため、それぞれ連結の範囲に含めております。

また、NFパワーサービス㈱については、当連結会計年度において株式を売却したため、(同)新宿みらいデベロップメント、NREAM Investors America,LLCについては、当連結会計年度において清算したため、それぞれ連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 南麻布開発㈱
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社の数 2社
- ・主要な会社等の名称 南麻布開発㈱

② 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社の数 27社
- ・主要な会社等の名称 ㈱銀座パーキングセンター
ディーアールアイ・ジーピー㈱、常州万翔房地產有限公司については、当連結会計年度において新たに持分を取得したため、NFパワーサービス㈱については、当連結会計年度において株式の売却により連結子会社から関連会社となったため、それぞれ持分法適用関連会社を含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、UN J プロパティーズ(同)の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

連結子会社のうち、野村不動産諮詢(北京)有限公司、NOMURA REAL ESTATE ASIA PTE. LTD.、野村不動産香港有限公司、HCMC office investment Limited、LIM HOLDINGS LTD、Lothbury Investment Management Group Limited他12社、Zen Plaza Investment Limited、ZEN PLAZA CO., LTD、NOMURA REAL ESTATE VIETNAM CO., LTD、NOMURA REAL ESTATE (THAILAND) CO.,LTD.の決算日は12月31日、(同) 御堂筋みらいデベロップメントの決算日は2月28日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券
- ・その他有価証券

償却原価法(定額法)を採用しております。

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～65年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

- | | |
|-------------|---|
| 二、事業整理損失引当金 | 事業の撤退に伴い発生する損失の見込額を計上しております。 |
| ホ、株式給付引当金 | 株式交付規程に基づく役員及び従業員への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における負担見込額を計上しております。 |

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ、退職給付に係る負債の計上

基準

- | | |
|--------------------------|--|
| ・退職給付見込額の期間帰属方法 | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 |
| ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 | 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。 |

ロ、重要な収益及び費用の計上

基準

- | | |
|---------------------|---|
| ・完成工事高及び完成工事原価の計上基準 | 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。 |
|---------------------|---|

ハ、重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

二、重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

<ヘッジ手段>	<ヘッジ対象>
金利スワップ	借入金
通貨スワップ及び為替予約	外貨建有価証券

・ヘッジ方針

内規に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動又は相場変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動又は相場変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

ホ、のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、14年から20年の期間で定額法により償却を行っております。

ヘ、消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は取得原価に算入し、それ以外は発生年度の費用としております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

投資有価証券158百万円について、出資先の債務の担保として質権が設定されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 184,689百万円

(3) 偶発債務

①保証債務

次の顧客等について、金融機関等からの借入に対し債務保証を行っております。

住宅ローン利用顧客	125,775百万円
E B S ビル共同事業者	319百万円
羽田みらい特定目的会社	65百万円
計	126,159百万円

②追加出資義務等

下記の関係会社に対して、同社の金融機関からの借入に関連し、共同事業者と出資比率に応じた追加出資義務等を負っております。

なお、関係会社の借入残高は次のとおりであり、()は当社の同社への出資比率に基づく金額であります。

ORIGIN PRIME 2 COMPANY LIMITED	1,369百万円 (671百万円)
ORIGIN PARK T1 COMPANY LIMITED	6,680百万円 (3,273百万円)
ORIGIN SPHERE COMPANY LIMITED	406百万円 (198百万円)
ORIGIN VERTICAL COMPANY LIMITED	1,487百万円 (728百万円)
Origin One Thonglor Co.,Ltd.	1,649百万円 (808百万円)
計	11,592百万円 (5,680百万円)

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

(5) 資産の保有目的の見直しを行った結果、固定資産から販売用不動産等に24,214百万円振り替えております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	192,373	502	－	192,875

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加502千株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年4月25日 取締役会	普通株式	6,985	37.5	2019年3月31日	2019年6月4日
2019年10月28日 取締役会	普通株式	7,390	40	2019年9月30日	2019年12月2日

(注) 2019年4月25日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金64百万円が含まれております。

(注) 2019年10月28日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が所有する当社株式に対する配当金78百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月1日 取締役会	普通株式	7,339	利益剰余金	40	2020年3月31日	2020年6月9日

(注) 2020年5月1日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が所有する当社株式に対する配当金78百万円が含まれております。

(3) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

野村不動産ホールディングス株式会社	2013年度第2回新株予約権	普通株式	15,500株
	2013年度第3回新株予約権	普通株式	166,400株
	2014年度第1回新株予約権	普通株式	9,900株
	2014年度第2回新株予約権	普通株式	44,600株
	2014年度第3回新株予約権	普通株式	151,100株
	2015年度第1回新株予約権	普通株式	16,100株
	2015年度第2回新株予約権	普通株式	59,200株
	2015年度第3回新株予約権	普通株式	328,300株
	2015年度第5回新株予約権	普通株式	22,000株
	2016年度第1回新株予約権	普通株式	56,700株
	2016年度第2回新株予約権	普通株式	144,900株
	2016年度第3回新株予約権	普通株式	282,800株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全かつ流動性の高い預金等に限定し、また、資金調達については主に金融機関からの借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、内規に基づき後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業エクワイティ投資及び投資有価証券は、主に株式、投資口等であり、事業推進目的で保有しております。株式、投資口については各月末ごとに時価の把握を行っております。外貨建有価証券については、為替変動リスクに晒されておりますが、一部についてはデリバティブ取引（通貨スワップ取引、為替予約取引）を利用してヘッジしております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	78,401	78,401	－
(2) 投資有価証券 ※1	34,211	34,235	23
資産計	112,612	112,636	23
(1) 短期借入金 ※2	22,000	22,000	－
(2) 社債 ※3	140,000	140,815	815
(3) 長期借入金 ※2	708,000	728,789	20,789
負債計	870,000	891,605	21,605
デリバティブ取引 ※4	337	337	－

※1 「敷金及び保証金」に計上している国債等を含めて表示しております。

※2 1年以内に返済予定の長期借入金については、「(3) 長期借入金」に含めて表示しております。

※3 1年内償還予定の社債については、「(2) 社債」に含めて表示しております。

※4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

株式、投資口等については、主に取引所の価格によっております。

負債

(1) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債

主に当社の発行する社債であり、時価は市場価格によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等 ※1,2	56,995

※1 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、

「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

※2 「営業エクイティ投資」に計上している非上場株式等を含めて表示しております。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸用商業施設等(土地を含む。)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
賃貸等不動産	681,101	859,620
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	25,867	57,030

(注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2.当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

3.賃貸用オフィスビルの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,031円15銭

(2) 1株当たり当期純利益 267円21銭

(注) 役員報酬B I P 信託及び株式付与E S O P 信託が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度において、1,968千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において、1,937千株です。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

株主資本等変動計算書（自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	117,293	117,657	117,657	64,612	64,612	△18,787	280,775
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	528	528	528				1,056
剰 余 金 の 配 当				△14,375	△14,375		△14,375
当 期 純 利 益				25,476	25,476		25,476
自己株式の取得						△8,573	△8,573
自己株式の処分						21	21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	528	528	528	11,100	11,100	△8,551	3,605
当 期 末 残 高	117,822	118,185	118,185	75,712	75,712	△27,339	284,381

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△3	△14	△18	2,346	283,103
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行					1,056
剰 余 金 の 配 当					△14,375
当 期 純 利 益					25,476
自己株式の取得					△8,573
自己株式の処分					21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	0	－	0	△495	△494
事業年度中の変動額合計	0	－	0	△495	3,110
当 期 末 残 高	△2	△14	△17	1,850	286,214

（注）金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ 時価法を採用しております。

① 有形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

株式交付規定に基づく役員及び従業員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における負担見込額を計上しております。

① 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用処理しております。

- ・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

<ヘッジ手段>

＜ヘッジ対象＞

金利スワップ

借入金

・ヘッジ方針

内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 141百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務
 - ① 短期金銭債権 327,168百万円
 - ② 短期金銭債務 36,880百万円

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
 - 営業取引高
 - 営業収益 43,018百万円
 - 営業費用 194百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	7,821	3,555	9	11,367

- (注) 1.上記自己株式には、役員報酬B I P 信託及び株式付与E S O P 信託が保有する自己株式を含めています。
- 2.普通株式の自己株式の増加3,555千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加3,302千株、株式付与E S O P 信託による自社の株式の取得による増加253千株によるものであります。
- 3.普通株式の自己株式の減少9千株は、役員報酬B I P 信託及び株式付与E S O P 信託による自社の株式の交付によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
株式報酬費用	425百万円
関係会社株式評価損	319百万円
未払事業税	71百万円
賞与引当金	80百万円
その他	44百万円
繰延税金資産小計	942百万円
評価性引当額	△331百万円
繰延税金資産合計	611百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1百万円
繰延税金負債合計	△1百万円
繰延税金資産の純額	609百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	野村不動産㈱	(所有) 直接 100.0%	経営指導、 資金貸借	資金の貸付	412,591	短期貸付金	286,720
					105,000	関係会社 長期貸付金	610,000
				利息の受取	11,820	－	－
子会社	野村不動産アーバンネット㈱	(所有) 直接 100.0%	経営指導	資金の預り	71,469	預り金	11,880
子会社	野村不動産パートナーズ㈱	(所有) 直接 100.0%	経営指導	資金の預り	110,544	預り金	16,103
子会社	N R E G東芝不動産㈱	(所有) 直接 95.0%	経営指導、 資金貸借	資金の貸付	27,988	短期貸付金	35,743
					－	関係会社 長期貸付金	15,000

(注) 1.資金の貸付及び預りに係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2.N R E G東芝不動産㈱は、2020年4月1日付で、野村不動産ビルディング㈱に社名変更しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注) 1	科目	期末残高 (百万円)
役員	宮嶋 誠一	(被所有) 0.0%	当社取締役	ストック・オプションの行使 (注) 2	28	－	－
役員	木村 順太郎	(被所有) 0.0%	当社執行役員	ストック・オプションの行使 (注) 2	19	－	－
役員	安部 憲生	(被所有) 0.0%	当社執行役員	ストック・オプションの行使 (注) 2	17	－	－
役員	芳賀 真	(被所有) 0.0%	当社取締役	ストック・オプションの行使 (注) 2	16	－	－
役員	関 敏昭	(被所有) 0.0%	当社取締役	ストック・オプションの行使 (注) 2	16	－	－
役員	片山 優臣	(被所有) 0.0%	当社執行役員	ストック・オプションの行使 (注) 2	14	－	－
役員	賀来 高志	(被所有) 0.0%	当社執行役員	ストック・オプションの行使 (注) 2	10	－	－

(注) 1.取引金額には消費税等は含まれておりません。

2.当社が会社法に基づき発行したストック・オプションの権利行使であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,566円67銭

(2) 1株当たり当期純利益 139円25銭

(注) 役員報酬 B I P 信託及び株式付与 E S O P 信託が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度において、1,968千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において、1,937千株です。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。